

青森県看護師等確保推進会議設置要綱

(設置)

第1条 青森県における看護師等確保対策を推進していくため、関係機関が協働して取り組むための検討・協議の場として、青森県看護師等確保推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本県の看護師等確保に係る調査研究に関すること
- (2) 本県の総合的看護師等確保プログラムの策定及び推進に関すること
- (3) その他本県の看護師等の養成・確保に関すること

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる関係機関・団体の長が推薦する者をもって構成し、青森県知事が委嘱する。

- 2 推進会議に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、推進会議の会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の座長となる。
- 3 委員長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 会議は、原則として、公開とする。ただし、個人情報等公開することが適当でないか、又は公開することにより公正で円滑な会議運営が著しく阻害され、若しくは特定の者に利益又は不利益を与えると判断される事項については、公開しないことができる。

(部会の設置)

第6条 推進会議で特別な事項を協議するため、必要に応じ部会を設置することができる。

- 2 部会に臨時委員を置くことができる。
- 3 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、部会員のうちから互選された者が、その職務を行う。

(事務局)

第7条 推進会議の庶務は、青森県健康医療福祉部医療薬務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月17日から施行する。

この要綱は、令和3年8月26日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

青森県看護師等確保推進会議構成機関・団体

	機関・団体名
1	公益社団法人青森県医師会
2	公益社団法人青森県看護協会
3	公益社団法人全国自治体病院協議会青森県支部
4	公益社団法人青森県老人福祉協会
5	公益社団法人青森県老人保健施設協会
6	青森県保健所長会
7	青森県総看護師長会
8	一般社団法人青森県助産師会
9	全国保健師長会青森県支部
10	青森県医療審議会
11	国立大学法人弘前大学
12	弘前市医師会看護専門学校
13	公益財団法人シルバーリハビリテーション協会八戸看護専門学校
14	公立大学法人青森県立保健大学
15	青森労働局